

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－３ 持続可能な収益性と将来にわたる健全性</p> <p>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応</p> <p>（１）・（２）（略）</p> <p>（３）銀行自らが経営計画等において想定する将来の収益や自己資本の見通しに関して、前提条件（地域の経済状況や顧客基盤の見通し）、銀行が実施中・実施予定の経営改善に関する施策とその効果（トップラインの増強、経費削減、増資等）、将来発生が見込まれる費用（本店建替・償却、システム更改費用、固定資産の減損、繰延税金資産の取崩し、信用コスト等）、有価証券の益出し余力、配当政策、ストレステストの結果（ストレスシナリオ含む（注））等の観点から、顧客向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益やそれを構成する内訳にも着目しつつ、ヒアリングを実施し、見通しの妥当性について検証する。</p> <p>その際、銀行が自らの経営理念・経営戦略に照らし、どのような金融仲介機能を発揮しようとしているか等を踏まえ、将来の収益・費用の見通しが盛り込まれた経営計画等がその考え方と整合的になっているか、</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－３ 持続可能な収益性と将来にわたる健全性</p> <p>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応</p> <p>（１）・（２）（略）</p> <p>（３）銀行自らが経営計画等において想定する将来の収益や自己資本の見通しに関して、前提条件（地域の経済状況や顧客基盤の見通し）、銀行が実施中・実施予定の経営改善に関する施策とその効果（トップラインの増強、経費削減、増資等）、将来発生が見込まれる費用（本店建替・償却、システム更改費用、固定資産の減損、繰延税金資産の取崩し、信用コスト等）、有価証券の益出し余力、配当政策、ストレステストの結果（ストレスシナリオ含む）等の観点から、顧客向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益やそれを構成する内訳にも着目しつつ、ヒアリングを実施し、見通しの妥当性について検証する。</p> <p>その際、銀行が自らの経営理念・経営戦略に照らし、どのような金融仲介機能を発揮しようとしているか等を踏まえ、将来の収益・費用の見通しが盛り込まれた経営計画等がその考え方と整合的になっているか、</p>

改正案	現行
<p>経営計画等を実行するために必要な人的資源が十分に確保・育成・活用されているか等について留意して検証する。</p> <p><u>(注) 当局は将来の人口動態や金利変動等にかかる合理的なシナリオを設定して、持続可能な収益性と将来にわたる健全性に関して総合的かつ深度ある検証を行い、銀行の将来の経営状況について認識の共有を図るものとする。</u></p> <p>(4) (3) の結果、例えば、将来の一定期間（概ね5年以内）に、コア業務純益（除く投資信託解約損益）が継続的に赤字になる、または最低所要自己資本比率を下回ることが見込まれる等、持続可能な収益性や将来にわたる健全性について改善が必要と認められる銀行に対しては、必要に応じ、法第24条に基づく報告徴求、または、法第25条に基づく検査を実施し、業務運営やガバナンスの発揮状況等について深度ある検証を行い、必要な業務改善（注1）を促す。更に、業務改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令（注2）を発出するものとする。（「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」改善措置）</p> <p>（注1）店舗・人員配置の見直しなどの業務効率化を含む収益改善施策、資本増強、社外流出の抑制及びこれらを確実に履行するための経営管理態勢の確立等。</p> <p><u>(注2) 当該銀行を取り巻く経済環境に関する合理的なシナリオにもとづくストレステストによって、最低所要自己資本比率を下回る蓋然性が高いと認められ、かつ、(4) に記載の深度ある検証を行い、必要な業務改善を促した結果、更に資本増強を確実に実施する必要がある</u></p>	<p>経営計画等を実行するために必要な人的資源が十分に確保・育成・活用されているか等について留意して検証する。</p> <p>（新設）</p> <p>(4) (3) の結果、例えば、将来の一定期間（概ね5年以内）に、コア業務純益（除く投資信託解約損益）が継続的に赤字になる、または最低所要自己資本比率を下回ることが見込まれる等、持続可能な収益性や将来にわたる健全性について改善が必要と認められる銀行に対しては、必要に応じ、法第24条に基づく報告徴求、または、法第25条に基づく検査を実施し、業務運営やガバナンスの発揮状況等について深度ある検証を行い、必要な業務改善（注1）を促す。更に、業務改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。（「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」改善措置）</p> <p>（注1）店舗・人員配置の見直しなどの業務効率化を含む収益改善施策、資本増強、社外流出の抑制及びこれらを確実に履行するための経営管理態勢の確立等。</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p><u>あると認められる場合には、資本増強に関する業務改善命令を发出するものとする。</u></p> <p><u>(注3)</u> ヒアリングや検査を行うに当たっては、当局担当者の先入観に基づく対話にならないよう、また、対話が一方的な指導にならないよう、銀行の意見を十分に踏まえ、理解を得ながら行う必要があることに留意する。</p> <p><u>(注4)</u> 上記の検証に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経営計画等に掲げた当期純利益や配当を維持するため、含み益のみを実現し含み損の処理を先送りしているため、今後、早期（例えば5年以内）に含み益が枯渇し、当期純利益が赤字になり多額の含み損を抱える状況に陥ってしまわないか、 ② 有価証券運用のあり方等が、例えば、表面上高収益を計上しているものの、含み損益の動向や中長期のテールリスク等を考慮すれば実質的には収益とリスクのバランスが取れていないなど、将来の経営を圧迫する要因となっていないか、についても確認する。 	<p><u>(注2)</u> ヒアリングや検査を行うに当たっては、当局担当者の先入観に基づく対話にならないよう、また、対話が一方的な指導にならないよう、銀行の意見を十分に踏まえ、理解を得ながら行う必要があることに留意する。</p> <p><u>(注3)</u> 上記の検証に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経営計画等に掲げた当期純利益や配当を維持するため、含み益のみを実現し含み損の処理を先送りしているため、今後、早期（例えば5年以内）に含み益が枯渇し、当期純利益が赤字になり多額の含み損を抱える状況に陥ってしまわないか、 ② 有価証券運用のあり方等が、例えば、表面上高収益を計上しているものの、含み損益の動向や中長期のテールリスク等を考慮すれば実質的には収益とリスクのバランスが取れていないなど、将来の経営を圧迫する要因となっていないか、についても確認する。
<p>II-2-6 流動性リスク</p> <p>II-2-6-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、II-2-2-2①か</p>	<p>II-2-6 流動性リスク</p> <p>II-2-6-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、II-2-2-2①か</p>

改正案	現行
<p>ら③の対応等を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)</p> <p><u>(注) 当局は、将来の人口動態等が預金に与える影響について分析を行い、過去の預金流出に関するストレス事象等も踏まえて、深度ある検証を行うものとする。</u></p> <p><u>Ⅱ－13 地域における顧客サービスの維持・確保に向けた取組</u></p> <p><u>Ⅱ－13－1 意義</u></p> <p><u>金融機関がどのようなサービスを提供するかについては、顧客の利便性や採算性を考慮した、各金融機関の経営判断によるものである。</u></p> <p><u>他方、一定のサービス（預金の受入れ・払出し・各種相談対応等）について、地域の利用実態やニーズを踏まえ、顧客の利便性に十分配慮しつつも、適切かつ効率的な業務運営を行いながら、様々な関係者と連携の下、店舗ネットワークの再編等の検討を進めることが重要である。</u></p> <p><u>Ⅱ－13－2 基本的な考え方</u></p> <p><u>金融機関は、店舗ネットワークの再編等の検討を進める際に、顧客サービスの維持・確保に向けた取組等を進めることが期待されている。</u></p> <p><u>(参考) 取組の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>過疎地域における他業種との共同店舗の設置や移動店舗の活用を通じた顧客の現金取扱機会の維持・確保</u> 	<p>ら③の対応等を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>※ <u>例えば、金融機関が業務委託を行う際、委託先事業者の店舗内に顧客と通信することを目的とした通信端末機器を設置し、当該機器を通じて金融機関が顧客に手続の説明等を行うことや、当該事業者が顧客に当該機器の設置場所等を案内することも考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現金輸送の委託・共同化、その他利用実態を踏まえた店舗運営の見直しを通じた持続可能なサービス提供体制の構築</u> ・ <u>地域の拠点施設との連携による、金融機関の顧客サービスに資するまちづくり支援</u> <p>Ⅱ－１３－３ <u>監督手法・対応</u></p> <p><u>金融機関による顧客サービス維持・確保に向けた取組事例を把握する観点から、ヒアリング及び通常の監督事務等を通じて確認することとする。</u></p>	

改正案				現行					
業態別の準用一覧表				業態別の準用一覧表					
(摘要：○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)				(摘要：○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)					
項 目		準用状況		項 目		準用状況			
		信金	信組	労金			信金	信組	労金
(中略)				(中略)					
II 銀行監督上の評価項目					II 銀行監督上の評価項目				
(中略)				(中略)					
II-13 地域における顧客サービスの維持・確保に向けた取組		○	○	○	(新設)				